

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田 享大)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	NPO 時ノ寿の森クラブ年会費		
年月日	令和 7年 5月 7日～	年 月 日	金額 3,152 円

会の趣旨・目的	地球規模で環境破壊が進む中豊かな森林の再生を目指し、森林を守り、森の豊かさを学び、森との共生社会づくりを進める。
会の活動内容等	森林保全活動、学習会、講演会、社会体験事業等
政務活動・県政との関連性	県には森林保全計画があり、環境保全を目指す活動も多く、議会には林活議員連盟も存在し、活動状況の研究や意見交換を通じ今後の質問等に役立てる。

《領収書貼付枠》

### ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号	振替受付票	
07-05-0723501	00810-9	A93160004	*152	払込みの証拠となるものに保存し、大切に保管してください。消費税等は含まれていません。(ゆうちょ銀行)
取扱店	取扱口座	料金額	入金額	
カケガワミズタ	00810-9	*3,000	*10,000	
払込金額			おつり	
			*6,848	

日 時 10:10  
 特定非営利活動法人 時ノ寿の森クラブ  
 〒107-0000 東京都港区  
 増田 享大 様  
 税 金 支 払 印  
 税 金 支 払 い (QRコード) ご利用  
 キャンペーン実施中 (6月末まで)

納税印紙  
 町税  
 納税印紙  
 町税

※ 添付書類: 団体の会則、事業概要・その他 ( )

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	3,152 円	1/1	3,152 円
		100%	

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人時ノ寿の森クラブという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県掛川市内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、静岡県掛川市倉真字時ノ寿地内の森林(以下、「時ノ寿の森」という。)の持つ豊かな多様性と多面的な機能をプラットフォームとして、広く社会の人々に対し、森林をはじめとする自然環境の大切さを訴求し、その保全に必要な活動を行い、未来の子どもたちへ豊かな森を引き継ぐとともに「森と共生する循環型社会」の実現を目指すことを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法(以下「法」という。)第2条別表のうち、環境の保全を図る活動を行う。

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

(1) 森林保全事業

- ① 時ノ寿の森の民有林の借上げによる保全事業
- ② 時ノ寿の森及びその周辺の森林の間伐に関わる事業
- ③ 時ノ寿の森の景観及び生態系の保全と調査・研究に関わる事業

(2) 森林製品販売事業

- ① 森林から生産される製品の研究・開発事業
- ② 森林から生産される製品の販売促進事業

(3) 普及啓発事業

- ① 伝統的な森林文化を継承する事業
- ② 時ノ寿の森のファンを広げる事業
- ③ 環境に対する意識を広め高める事業

(4) その他、上記各号に付随する事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、運営会員をもって法上の社員とする。

(1) 運営会員

この法人の目的に賛同し、この法人の運営に携わるために入会した個人及び団体。

(2) サポーター会員

この法人の目的に賛同し、この法人の事業を支援するために入会した個人及び団体。

(入会)

第7条 この法人に会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人又は団体にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、その会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令及びこの定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名譽を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(提出商品の不返還)

第12条 既に納入した会費及びその他の提出商品は、返還しない。

第4章 役員

(役員の種類及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 2人以内
- (3) 理事(理事長及び副理事長を含む。) 3人以上7人以内
- (4) 監事 1人以上

(役員を選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事会において互選する。

3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

第5章 総会

(総会の種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、運営会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算の決定
- (5) 事業計画及び活動予算の変更
- (6) 事業報告及び活動決算
- (7) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (8) 会員の除名
- (9) 会費の額
- (10) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(11) 事務局の組織及び運営

(12) その他この法人の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回会計年度終了後開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 運営会員総数の5分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面等により、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した運営会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、運営会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

(役員の仕事)

第15条 理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐して業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

4 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、第17条に定める最小の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(役員欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、その役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(役員報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。  
2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した運営委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決すところによる。

(総会の表決権等)

第28条 各運営委員の表決権は、平等なるものとする。  
2 やむを得ない理由のため総会に出席できない運営委員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、若しくは他の運営委員を代理人として表決を委任することができる。  
3 前項の規定により表決した運営委員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第47条の適用については、総会に出席したものとみなす。  
4 総会の議決について、特別の利害関係を有する運営委員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。  
(1) 日時及び場所  
(2) 運営委員総数及び出席者数(書面表決者等又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)  
(3) 審議事項  
(4) 議事の経過の概要及び議決の結果  
(5) 議事録署名人の選任に関する事項  
2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第6章 理事会

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。  
(理事会の権限)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。  
(1) 総会に付議すべき事項  
(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項  
(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項  
(理事会の開催)

第32条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。  
(1) 理事長が必要と認めたとき。  
(2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

- (2) 会費  
(3) 寄附金  
(4) 財産から生ずる収入  
(5) 事業に伴う収入  
(6) その他の収入  
(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。  
(事業計画及び収支予算)

第41条 この法人の事業計画及び活動予算は、理事長が作成し、総会において議決を経なければならない。  
(暫定予算)

第42条 第41条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入・支出することができる。  
2 前項の収入・支出は、新たに成立した予算の収入・支出とみなす。  
(予備費の設定及び使用)

第43条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。  
2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。  
(予算の変更)

第44条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の変更をすることができる。  
(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会において、議決を経なければならない。  
2 決算上、剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。  
(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第47条 この定款を変更しようとするときは、総会において、出席した運営委員の4分の3以上の多数の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。  
(1) 目的

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。  
2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。  
3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面等により、開催の日の少なくとも1日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。  
(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。ただし、理事総数の過半数の賛同が得られれば、それ以外の事項についても議決できるものとす。

(理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。  
2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、若しくは他の出席する理事を代理人として表決を委任することができる。  
3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。  
4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。  
(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。  
(1) 日時及び場所  
(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者等又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)  
(3) 審議事項  
(4) 議事の経過の概要及び議決の結果  
(5) 議事録署名人の選任に関する事項  
2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。  
(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

- (2) 名称  
(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類  
(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所管轄変更を伴うものに限る)  
(5) 社員の得喪に関する事項  
(6) 役員に関する事項(役員の数に関する事項を除く)  
(7) 会議に関する事項  
(8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該他の事業に関する事項  
(9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)  
(10) 定款変更に関する事項  
(解散)

第48条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。  
(1) 総会の決議  
(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能  
(3) 運営委員の欠亡  
(4) 合併  
(5) 破産手続の開始  
(6) 所轄庁による設立の認証の取消し  
2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、運営委員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。  
3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。  
4 この法人が解散するときは、理事が清算人となる。  
(残余財産の帰属)

第49条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散の時点における総会において議決された者に譲渡するものとする。  
(合併)

第50条 この法人が合併しようとするときは、総会において運営委員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 事務局

(事務局の設置)

第52条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を置く。  
2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。





# 領収書

様

[販売]  
110円普通切手・千鳥  
110円 5枚 ¥550

小計 ¥550

課税計(10%) ¥0  
(内消費税等(10%)) ¥0  
非課税計 ¥550

合計 ¥550  
お預り金額 ¥550



〒100-8792 日本郵便株式会社  
東京都千代田区大手町2-3-1  
登録番号 T1010001112577  
取扱日時：2025年 5月 7日 15:26  
発行No. 250507J6551 端N06箱01  
連絡先：掛川水垂郵便局  
TEL:0537-23-1116

# 領収書

様

[販売]  
110円普通切手・千鳥  
110円 4枚 ¥440

小計 ¥440

課税計(10%) ¥0  
(内消費税等(10%)) ¥0  
非課税計 ¥440

合計 ¥440  
お預り金額 ¥500

おつり ¥60



〒100-8792 日本郵便株式会社  
東京都千代田区大手町2-3-1  
登録番号 T1010001112577  
取扱日時：2025年 5月 26日 14:09  
発行No. 250526J6800 端N06箱01  
連絡先：掛川水垂郵便局  
TEL:0537-23-1116

# 領収書

様

[証紙切手引受]  
第一種定形 25.5g  
@110 9通 ¥990

小計 ¥990

[販売]  
110円普通切手・千鳥  
110円 1枚 ¥110

小計 ¥110

郵便物引受合計通数 9通  
課税計(10%) ¥990  
(内消費税等(10%)) ¥90  
非課税計 ¥110

合計 ¥1,100  
お預り金額 ¥1,100



〒100-8792 日本郵便株式会社  
東京都千代田区大手町2-3-1  
登録番号 T1010001112577  
取扱日時：2025年 5月 30日 11:39  
発行No. 250530Z5867 端N06箱01  
連絡先：掛川水垂郵便局  
TEL:0537-23-1116


支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田 享大)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和7年5月8日～	年月日	金額 2,820円

目的	議会対応調整
使途	交通費 東名掛川IC⇄静岡IC (@1,410×2)
政務活動・ 県政との 関連性	県議会における対応についてである

《領収書貼付枠》

ご利用ありがとうございます。  
  
料金所では一旦停車してください。

**利用証明書**

料金所 静岡

お問合わせは、中日本お客さまセンター  
フリーダイヤル 0120-922-229  
上記番号をご使用になれないお客さまは  
TEL 052-223-0333 (有料)

25年5月8日13時06分


車種 普通

通行料金 ¥1,410-

(外訳)

-入口料金所- 掛川  
ETC 有効期限 [REDACTED]  
会員番号 (支払 - 1回払い) [REDACTED]

通行料金は、消費税率10%対象です。  
中日本高速道路株式会社  
愛知県名古屋市中区錦2-18-19  
取扱番号205-01061229-00

ご利用ありがとうございます。  
  
料金所では一旦停車してください。

**利用証明書**

料金所 掛川

お問合わせは、中日本お客さまセンター  
フリーダイヤル 0120-922-229  
上記番号をご使用になれないお客さまは  
TEL 052-223-0333 (有料)

25年5月8日17時28分

車種 普通

通行料金 ¥1,410-

(外訳)

-入口料金所- 静岡  
ETC 有効期限 [REDACTED]  
会員番号 (支払 - 1回払い) [REDACTED]

通行料金は、消費税率10%対象です。  
中日本高速道路株式会社  
愛知県名古屋市中区錦2-18-19  
取扱番号204-01101652-00

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	2,820円	1/1 100%	2,820円


## 支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・ 増田 享大)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	静岡県病院協会役員との意見交換		
年月日	令和 7年 5月 9日～	年 月 日	金額 2,820 円

目的	状況調査
使途	交通費 東名掛川IC⇔静岡IC (@1,410×2)
政務活動・ 県政との 関連性	県内病院における状況を調査し今後の質問に役立てる。

《領収書貼付枠》

ご利用ありがとうございます。  
  
料金所では一旦停車してください。

**利用証明書**

料金所 静岡

お問合わせは、中日本お客さまセンター  
フリーダイヤル 0120-922-229  
上記番号をご使用になれないお客様は  
TEL 052-223-0933 (有料)

25年 5月 9日 16時 07分


車種 普通

通行料金 ¥1,410-

(外訳)

-入口料金所- 掛川  
ETC 有効期間  
会員番号 (支払 - 1回払い)

通行料金は、消費税率10%対象です。  
中日本高速道路株式会社  
愛知県名古屋市中区錦2-18-19  
取扱番号 205-0211537-00

ご利用ありがとうございます。  
  
料金所では一旦停車してください。

**利用証明書**

料金所 掛川

お問合わせは、中日本お客さまセンター  
フリーダイヤル 0120-922-229  
上記番号をご使用になれないお客様は  
TEL 052-223-0333 (有料)

25年 5月 9日 18時 08分

車種 普通

通行料金 ¥1,410-

(外訳)

-入口料金所- 静岡  
ETC 有効期間  
会員番号 (支払 - 1回払い)

通行料金は、消費税率10%対象です。  
中日本高速道路株式会社  
愛知県名古屋市中区錦2-18-19  
取扱番号 204-01221734-00

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	2,820 円	1/1 100%	2,820 円


支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田 享大)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	三島観光協会会員との意見交換（交通費）		
年月日	令和7年5月12日～令和年月日	金額	6,030円

目的	三島観光協会会員との意見交換
使途	交通費（東名代）
政務活動・ 県政との 関連性	県には観光振興計画があり、県東部の観光事情を聴取し得た知見を今後の質問等に役立てる。

《領収書貼付枠》  
三島市内ホテル

ご利用ありがとうございます。  
  
料金所では一旦停車してください。

**利用証明書**

料金所 長泉沼津


お問合わせは、中日本お客さまセンター  
フリーダイヤル 0120-922-229  
上記番号をご使用になれないお客さまは  
TEL 052-223-0333（有料）

25年5月12日15時50分

車種 普通

通行料金 ¥3,070-  
(別途)

入口料金所- 掛川  
ETC 有効期限 [REDACTED]  
会員番号 (支払 - 1回払い) [REDACTED]  
通行料金は、消費税率10%対象です。  
中日本高速道路株式会社  
愛知県名古屋市中区錦2-18-19  
取扱番号203-01561440-00

ご利用ありがとうございます。  
  
料金所では一旦停車してください。

**利用証明書**

料金所 掛川

お問合わせは、中日本お客さまセンター  
フリーダイヤル 0120-922-229  
上記番号をご使用になれないお客さまは  
TEL 052-223-0333（有料）

25年5月12日22時35分

車種 普通

通行料金 ¥2,960-  
(別途)

入口料金所- 沼津  
ETC 有効期限 [REDACTED]  
会員番号 (支払 - 1回払い) [REDACTED]  
通行料金は、消費税率10%対象です。  
中日本高速道路株式会社  
愛知県名古屋市中区錦2-18-19  
取扱番号204-01472192-00

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	6,030円	1/1	6,030円
		100%	





県外調査概要書

令和7年5月15日  
自民改革会議 増田 享大

目的	宮城県女川原発他視察
年月日	令和7年5月13～15日
場所	宮城県
内容	<p>1 行程   &lt;行き&gt;掛川駅 — 仙台駅 — 仙台空港 &lt;帰り&gt;仙台駅 — 掛川駅</p> <p>2 対応者   JR 貸切バス JR</p> <p>3 聴取内容   に関しては 伊藤謙一県議提出 3-14-5-1 を参照</p> <p>4 県政への反映</p> <p>女川原発に関しては、当時の国の電力需要のひっ迫度からか原子力規制委員会の審査は今日の浜岡原発などへの対応の厳しさと比較するとやや緩やかな一面もあったのではないかと感じてしまった。</p> <p>東日本大震災のさなか、近隣住民を原発敷地内の体育館に避難させ、手厚い対応をされたお話には大変感銘を受けた。</p> <p>本県には浜岡原発が立地するが、万全な安全対策は勿論のこと、周辺自治体や近隣住民との良好な関係性を築くことは大変重要だと感じた。</p> <p>杜の都バイオマスエネルギーでは、近代的なエネルギー創出装置の下、資源の有効利用が図られており、津波被害を受けたエリアとはいえ、未来に向けた企業活動の充実ぶりがうかがえた。</p> <p>本県としても、環境対策とエネルギー需要対策は重要な課題であり、今後の質問に役立てていきたい。</p>

\*本概要書は、県外における調査研究活動のために政務活動費を支出した場合に提出する。

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田 享大)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費		
内容	事務所賃貸料		
年月日	令和 7年5月14日～	年 月 日	金額 56,100 円

目的	政務活動を行う事務所賃貸料
使途	令和 7年 4・5月分
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》

**ご利用明細** **静岡銀行**

ご利用ありがとうございます。  
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年月日	振替先店番・科目・口座番号	150
07 05 14		
銀行番号	店番号	科目
		口座番号
お取扱店	お取引内容	お取引金額
		¥56,100
お取扱枚数	*****	
	おつり	残高
		*****
キャッシング	手数料	時刻
	¥009330024	

お振込先明細のご案内  
 シス`オカ  
 カケカ`ワ  
 当座 309434  
 カ)ヨシタ`様  
 マスタ` タカヒロ 様  
 TEL0537-21-2700

06.520.38 ⑩ (裏面もご覧ください)

**ご利用明細** **静岡銀行**

ご利用ありがとうございます。  
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年月日	振替先店番・科目・口座番号	150
07 05 14		
銀行番号	店番号	科目
		口座番号
お取扱店	お取引内容	お取引金額
		¥56,100
お取扱枚数	*****	
	おつり	残高
		*****
キャッシング	手数料	時刻
	¥009330023	

お振込先明細のご案内  
 シス`オカ  
 カケカ`ワ  
 当座 309434  
 カ)ヨシタ`様  
 マスタ` タカヒロ 様  
 TEL0537-21-2700

06.520.38 ⑩ (裏面もご覧ください)

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会活動を含むため 案分する	112,200 円	1/2 50%	56,100 円

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田 享大)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	掛川市子どもの読書活動を考える会年会費		
年月日	令和7年 5月 18日～	年 月 日	金額 1,500円

会の趣旨・目的	同会は学校図書や各自治体図書館の充実、司書の充実等を通じ、子供の読書環境の改善を目的としている。
会の活動内容等	定期勉強会・総会・読み聞かせ会の開催
政務活動・県政との関連性	読書活動振興は県の重要な施策であり、活動を学び今後の質問に役立てる。

《領収書貼付枠》

※ 添付書類：(団体の会則) 事業概要・その他 ( )

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	1,500円	1/1	1,500円
		100%	

領 収 書

令和7年 5月 18日

70 増田 享大 様

¥1,500※

但 令和7年度 会費  
上記金額正に領収しました。

掛川市子どもの読書活動を考える会

会計

第3号議案 令和7年度 掛川市子どもの読書活動を考える会役員(案)

	氏名	役職名	氏名
会長		事務局員	
副会長		事務局員	
事務局長		監事	
事務局員		監事	
事務局員		顧問	
事務局員			
事務局員			
事務局員			

第4号議案 掛川市子どもの読書活動を考える会会則改正(案)

掛川市子どもの読書活動を考える会 会則

名称

第1条 この会は、「掛川市子どもの読書活動を考える会」と称する。

本拠・事務局

第2条 この会の本拠・事務局は、下記とする。(事務局長宅)

目的

第3条 この会は、子どもの健やかな成長を願い、子どもの読書活動の推進を図ることを目的とする。

読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、思考力や表現力を高め、創造力を豊かなものとし、社会の一員として、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものである。これらの計り知れない価値を認識して、読書環境の整備など読書活動に関する諸問題に取り組み、子どもの読書活動の推進に寄与する。

事業

第4条 この会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 掛川市立図書館、保幼・小・中・高等学校、福祉施設、公民館、地域生涯学習センター、その他関係機関等と連携し、子どもの読書環境を整え、読書活動の推進を図る。
- 2 子どもの読書の実態や環境について調査・研究を行い、提言する。
- 3 子どもの読書に関する学習会を行う。
- 4 読書活動に関する情報の収集および提供を行う。
- 5 その他、この会の目的を達成するために必要な事業。

会員・会費

第5条 この会の会員は、次の資格を有し、会費を納入するものとする。

- 1 この会の目的に賛同し、会の行う事業に参加するものをもって会員とする。
- 2 会費は、年1,500円とする。

役員

第6条 この会には、次の役員を置く。

会長1名 副会長1名 事務局長1名 事務局員若干名 監事2名

なお 顧問を置くことができる

第7条 役員は、年度の最初の総会において、会員より選出する。

第8条 役員の任期は、1年とする。ただし、再選は妨げない。

第9条 役員の任務は、次のとおりとする。

- 1 会長は、この会の業務を総括し、この会を代表する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代行する。
- 3 事務局員は、この会の事務を行う。
- 4 会長、副会長、事務局長、事務局員で運営委員会を組織し、会の運営を行う。

会議

第10条 総会は、年1回開き、会長が召集する。運営委員会は、必要に応じて会長が召集する。

会計

第11条 この会の会計は、次の通りとする。

- 1 この会の事業に要する費用は、会費・寄付金をもってあてる。
- 2 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

会則の発効

第12条 この会則は、平成15年12月6日から効力を発する。

平成16年5月15日 一部改正  
 平成17年5月14日 一部修正  
 平成30年5月13日 一部改正  
 令和7年5月18日 一部改正



# 領収書

様

[別納引受]  
区内特別基(定) 15.0g  
@96 617通 ¥59,232

小計 ¥59,232

第一種定形 15.0g  
@110 201通 ¥22,110

小計 ¥22,110

郵便物引受合計通数 818通  
課税計(10%) ¥81,342  
(内消費税等(10%) ¥7,394)  
非課税計 ¥0

△計  
合計 ¥81,342  
お預り金額 ¥90,000  
おつり ¥8,658

印紙税申告納  
付につき廻町  
税務署承認済



〒100-8792 日本郵便株式会社  
東京都千代田区大手町2-3-1  
登録番号 T1010001112577  
取扱日時: 2025年 5月19日 11:42  
発行No. 250519A9487 端N06箱01  
連絡先: 掛川水垂郵便局  
TEL: 0537-23-1116

# 領収書

様

[別納引受]  
区内特別基(定) 15.0g  
@96 415通 ¥39,840

小計 ¥39,840

郵便物引受合計通数 415通  
課税計(10%) ¥39,840  
(内消費税等(10%) ¥3,621)  
非課税計 ¥0

△計  
合計 ¥39,840  
お預り金額 ¥40,000  
おつり ¥160



〒100-8792 日本郵便株式会社  
東京都千代田区大手町2-3-1  
登録番号 T1010001112577  
取扱日時: 2025年 5月19日 13:53  
発行No. 250519A1347 端N60箱01  
連絡先: 大須賀郵便局  
TEL: 0537-48-4581

# 領収書

様

[別納引受]  
区内特別基(定) 15.0g  
@96 329通 ¥31,584

小計 ¥31,584

郵便物引受合計通数 329通  
課税計(10%) ¥31,584  
(内消費税等(10%) ¥2,871)  
非課税計 ¥0

△計  
合計 ¥31,584  
お預り金額 ¥40,000  
おつり ¥8,416



〒100-8792 日本郵便株式会社  
東京都千代田区大手町2-3-1  
登録番号 T1010001112577  
取扱日時: 2025年 5月19日 14:18  
発行No. 250519A2589 端N27箱02  
連絡先: 遠江大東郵便局  
TEL: 0537-72-2541

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田 享大)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費		
内 容	事務所電気代 (5月分)		
年 月 日	令和 7年 5月 19日～	年 月 日	金 額 2,741 円

目 的	政務活動を行う事務所経費
使 途	事務所電気代
政務活動・ 県政との 関連性	

振替払込請求書兼受領証 (振込金受領証) (070509)

この受領証は、大切に保管してください。

口座記号	00100	5	900116	加入者名	中部電力ミライズ株式会社
令和	7年	5月分	ご使用期間	4月 8日～	5月 8日 (日程 06)
金額				消費税等相当額(再掲)	498 円
			5 4 8 3		

ご依頼人氏名 増田 享大 様

お客さま番号・契約種別	容量	ご使用量	上記金額の内訳(円)
従量電灯 B	A 60	kWh 126	5483

お支払期日は **6月 9日** です。お支払期日を過ぎてお支払いいただいた場合は、延滞利息(年利10%)を、お支払いの日以降の料金とあわせてご請求いたします。

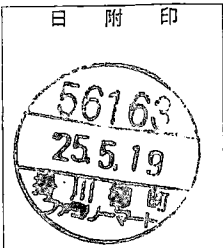
ただし、ご家庭や商店など低圧の電気をお使いいただいているお客さまが、お支払期日の翌日から10日目までにお支払いいただいた場合は、延滞利息を申し受けません。

払込用紙の有効期限は **6月30日** となっております。

中部電力ミライズ株式会社 カスタマーセンター

**0570-048-155**  
(携帯電話・PHSからもご利用いただけます。)

日 附 印



(ゆうちょ銀行)

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会活動を含むため	5,483 円	1/2	2,741 円
案分する		50%	

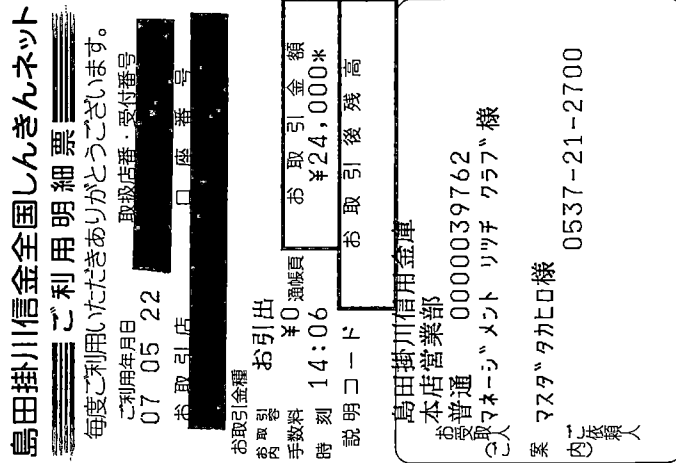
支 出 証 拠 書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田 享大)

経費項目	調査研究費・研修費		
内 容	MRC (マネジメントリッチクラブ) 年会費		
年 月 日	令和 7年 5月 22日～	年 月 日	金 額 24,000 円

会の趣旨・目的	MRC は会員企業が地域経済をけん引すべく、地域経済や経営に関する様々な課題解決に向け研修会や意見交換会を実施し、企業業績向上により適正納税に努める。
会の活動内容等	総会・定例会・先進地視察
政務活動・県政との関連性	企業支援は重要な県施策であり、県には中小・小規模企業振興基本条例が制定されている。

《領収書貼付枠》



※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 (基本理念・活動方針)

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	24,000 円	1/1	24,000 円
		100%	

## マネージメント・リッチ・クラブ (MRC) 基本理念

令和5年4月10日

## 《三つの目的》

1. 豊かな会社をつくらう  
会員の経験と知識によって、企業の自主的近代化と強靱な経営体質をつくります。
2. 豊かな経営者になろう  
謙虚に学びあい、現代の経営者に要求される総合的な能力を養います。
3. 豊かな経営環境をつくらう  
中小企業の経営を守り、繁栄させるために経営環境の改善に努力します。

## 《自主・民主・連帯の精神》

～MRCの運動、活動の進め方についての基本的態度～ 知り合い；学び合い；援け合いの精神

自主；他のいかなる所からも干渉や支配も受けません。会員の主体性を守ります。  
民主；会員の要求や意見に基づいて運営し、ボス支配を排除します。  
連帯；会員同士の相互の高まりあいから生まれる深い信頼関係を築きます。会員以外の人との融合、協力も進める立場をとります。

## 《国民や地域と共に歩む中小企業》

～MRCがめざす中小企業～

優れた商品やサービスを提供し、人々の生活の向上と地域経済の繁栄を支え、豊かな国民生活の実現に貢献するという、社会的使命感を自覚した企業活動を目指します。

～新しい時代が求める21世紀型中小企業～

- ・ 自社の存在意義を改めて問い直すとともに、社会的使命感に燃えて事業を行い、国民と地域社会からの信頼や期待に高い水準でこたえられる企業。
- ・ 社員の創意や自主性が十分に発揮できる社風と理念が確立され、労使が共に育ち合い、高まり合いの意欲に燃え、活力に満ちた、豊かな人間集団としての企業。

## マネージメント・リッチ・クラブ (MRC) 活動方針

## 《活動目標と課題》

1. 会員企業がそれぞれ地域オンリーワン企業を目指し、お互いに「知り合い、学び合い、援け合い、切磋琢磨し合い」自己研鑽をはかります。
2. 会員同士が本音で経営を語り合い、率直、真剣な意見交換、アドバイスをし合える活動、「定例会」を確立します。
3. 会員同士の絆を強め、お互いが先生になり、生徒になって「競生」の関係を目指し、共に行き抜く同士の関係をつくります。
4. 必要に応じて講師を招き、講師例会とします。
5. 活動の基本は、三つの目的『豊かな会社をつくらう』『豊かな経営者になろう』『豊かな経営環境にしよう』の実現に集約されます。
6. 政治活動や、ボランティアはしません。専ら中小企業経営者に関する様々な課題について研究し、研鑽し、自らの成長を図る道場とします。

## 《活動体制》

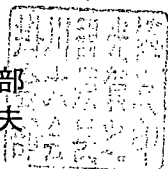
1. 月1回、会員および一般ゲストを含めた定例会を開催する。
2. 会員は定例会には必ず参加して学び合う。
3. 定例会では会員が自社の問題点など話題提供をし、意見交換をし、会員交流を積極的に行う。
4. 当面会員数は200社を目標とし、150名以上の参加者が実現したところで分会を検討する。
5. 役員は会長1名、副会長3名、監査役1名を置く。
6. 会費について、年会費24,000円(月額2,000円)を年度初に一括納入する。
7. 会計は単年度会計として、繰り越し金は最小限に押さえる。
8. 任期、役員改選方法、その他細部の規約については別途定める。
9. 会員の継続は自動継続とします。

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田享大)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	掛川観光協会大須賀支部総会会費		
年月日	令和7年5月23日～	年月日	金額 3,000円

目的	掛川観光協会大須賀支部総会意見交換会参加費
使途	会費
政務活動・ 県政との 関連性	県には観光振興計画があり、地域観光振興に関する状況を聞き取り、要望を伺い今後の質問等に役立てる。
《領収書貼付枠》	

領収書	<p style="font-size: 2em;">増田 享大 様</p>	No. _____
金額	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; font-size: 1.5em; font-weight: bold;">3,000円</div>	
<p>但 令和7年度掛川観光協会大須賀支部懇親会費として</p> <p>令和7年5月23日 上記正に領収いたしました</p>		
<p>掛川観光協会大須賀支部 会長 内藤 澄夫</p> 		

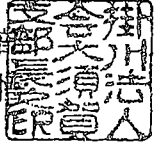
案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	3,000円	1/1	3,000円
		100%	

3-5-5-13

令和7年4月吉日

静岡県議会議員  
増田 享大 様

(公社)掛川法人会大須賀支部  
支部長 樽林 眞悟



(公社)掛川法人会大須賀支部総大会ご臨席のお願い

陽春の候、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は当支部の事業運営につきましては、格別のご指導とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、下記日程により支部総大会を開催いたします。ご多用のところ、誠に恐縮に存じますがご臨席を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 日 時 令和7年5月23日(金) 午後3時～

2. 会 場 C i - r o k s (掛川市西大淵63)

3. 日 程 第1部 通常総大会 午後3時00分～3時30分  
第2部 記念講演会 午後3時45分～5時00分

講 師 掛川市危機管理監

岩岡 政治 氏

演 題 「元自衛官から見た

地域防災の課題と強化施策」

公益社団法人

掛川法人会大須賀支部

〒437-1304 掛川市西大淵63番地  
TEL (0537) 72-2701  
FAX (0537) 72-4259

懇親会 午後5時30分～

八百甚(掛川市横須賀113)

\* 当日はご祝辞を賜りたくお願い申し上げます。

\* 出欠席につきましては、5月14日(水)迄に別紙にてご返信願います。

事務局：掛川みなみ商工会 ( ) TEL:72-2701・FAX:72-4259

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・ 増田 享大)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	会費		
年月日	令和7年 5月 23日～	年 月 日	金額 5,000円

目的	掛川市管工事協同組合会員との意見交換
使途	意見交換会会費
政務活動・ 県政との 関連性	管工事業、資材高騰、県民生活環境の状況等を聞き取り今後の議会活動に役立てる。

《領収書貼付枠》

領収証 静岡県議会議員 増田享大 様 No. \_\_\_\_\_

★ 7,000 -


但 懇親会会費

令和 7年 5月 23日 上記正に領収いたしました

収入印紙

内訳  
 税抜金額 \_\_\_\_\_  
 消費税額(%) \_\_\_\_\_

掛川市管工事業協同組合  
 代表理事 \_\_\_\_\_  
 登録番号 T708040500660



案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	5,000円	1/1	5,000円
		100%	

(飲食と別指針に限)

3-5-5-14

令和7年4月10日

4/14(月)

静岡県議会議員 増田享大 様

掛川市管工事業協同組合  
代表理事 [Redacted]

掛川市管工事業協同組合通常総会並びに懇親会のご案内

拝啓 春暖の候 貴台におかれましては益々ご清祥の事とお慶び申し上げます。

さて、この度下記の通り通常総会並びに懇親会を開催致します。  
時節柄ご多用の事とは存じますが、是非ご出席くださいますようお願い申し上げます。

又、大変恐縮ではございますが、懇親会の席にてご挨拶を賜りたく存じます。

敬具

記

日 時： 令和7年5月23日(金)  
通常総会 16:30~17:30  
懇親会 18:30~20:30

場 所： 通常総会 組合事務所(菌ヶ谷)  
懇親会 うおそう(大手町)

懇親会会費： 7,000円

\* 大変恐れ入りますが、5月16日(金)までに電話(22-8033)又はFAX(29-7079)にてご連絡くださいますようお願い致します。

相手方より  
両方ですか？  
と質問あり  
5/22(月)出席両方  
ごーごし

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・ 増田 享大)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	会費		
年 月 日	令和7年 5月 24日～	年 月 日	金 額 5,000 円

目 的	掛川市スポーツ協会会員との意見交換
使 途	意見交換会会費
政務活動・ 県政との 関連性	市民の健康づくりに向けた活動や地域部活の状況等事情を聞き取り今後の議会活動に役立てる。

《領収書<sup>上付枚数</sup>》

領 収 書  
様

金 5,000 円也

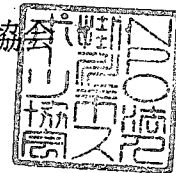
但し 令和7年度NPO法人掛川市スポーツ協会  
通常総会 懇親会会費として(内消費税454円)

令和7年5月24日

NPO法人掛川市スポーツ協会

会 長 鈴木 正治

T1080405004645



案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	5,000 円	1/1	5,000 円
		100%	

5/4

静岡県議会議員  
増田 享大 様

NPO法人掛川市スポーツ協会  
会長 鈴木 正治

静岡県議会と親しい関係

令和7年度年度特定非営利活動法人掛川市スポーツ協会通常総会  
及び懇親会の開催について (通知)

春暖の候 ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。  
日頃、当協会の運営につきましては、格別な御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
さて、下記のとおり令和7年度通常総会及び懇親会を開催する運びとなりました。  
つきましては、大変お忙しいこととは存じますが、是非とも御臨席を賜りたく御案内申し上げます。  
なお、準備の都合がありますので、出欠を5月14日(水)までに、事務局まで御返送くださるようお願いいたします。

記

- 1 日時 令和7年5月24日(土)
 

総会	受付	午後2時30分
	開会	午後3時00分
講演		午後5時00分
懇親会		午後5時40分
- 2 会場 パレスホテル掛川(掛川市亀の甲2-8-5) 電話 0537-22-0111)
- 3 議題
  - 1) 令和6年度事業報告並びに活動決算報告について
  - 2) 令和7・8年度理事・監事の選任(案)について
  - 3) 令和7年度事業計画(案)並びに活動予算(案)について
  - 4) その他
- 4 講演 袋井市スポーツ協会会長の溝口紀子氏による講演を予定しております。  
(1992年バルセロナオリンピック柔道52kg級銀メダリスト)
- 5 懇親会 競技団体の皆様と一同に会して親睦を深める貴重な機会となりますので、総会に引き続き御出席いただけますと幸いです。  
会費 5,000円



※ 大東・大須賀地区で出席される方は、送迎バスの御利用の有無も御連絡ください。  
※ 御出席の際には、ノーネクタイ等軽装でお越しください。



NPO法人  
掛川市スポーツ協会

□本部  
〒436-0043 静岡県掛川市大池2192番地  
B&G海洋センター内  
TEL:0537-24-9781 FAX:0537-24-9688  
Eメール: info@kakegawa-sports.com  
https://kakegawa-sports.com

NPO法人掛川市スポーツ協会事務局  
電話 24-9781  
FAX 24-9688  
E-mail: info@kakegawa-sports.com  
火曜日定休



支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田 享大)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	fan 地域医療を育む会		
年月日	令和7年 5月 25日～	年 月 日	金額 2,000円

会の趣旨・目的	病院・看護現場・利用者を繋ぎより良い医療環境を整備する。
会の活動内容等	研修会、講演、啓発活動
政務活動・県政との関連性	県地域医療計画の方針に沿うものである。

〈領収書貼付枠〉

領 収 証

増田 享大 様 No. \_\_\_\_\_

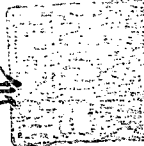
★ ￥2,000

内 訳	但 正会費
現金	
小切手	/
手 形	/
消費税(10%)	
消費税(8%)	
内税額計	

R7年5月25日 上記正に領収いたしました

登録番号 NPO法人 fan. 地域医療を育む会

収入印紙



※ 添付書類：(団体の会則)・事業概要・その他 ( )

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	2,000円	1/1	2,000円
		100%	

(3-5-6-9)  
3-5-5-16

## 第1章 総則

## (名称)

第1条 この法人は、NPO法人 f. a. n. 地域医療を育む会という。

## (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県掛川市に置く。

## 第2章 目的及び事業

## (目的)

第3条 この法人は、中東道地域住民が安心して生活していく上で欠かすことのできない地域医療体制を考え、住民自らが健康の維持増進を図り、医療等に関する関心を高めるとともに医療、健康、福祉、介護との絆を深め、地域保健・医療及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

## (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 地域安全活動

## (事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ① 地域医療に関する啓発・情報発信事業
  - ② 地域医療に関する学習会開催事業
  - ③ その他、法人の目的達成のために必要な事業

## 第3章 会員

## (種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

## (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

のとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

## (会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

## (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

## (退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

## (除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

## 第4章 役員及び職員

## (種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上
- (2) 監事 1人以上

2 理事のうち、1人を理事長、1人以上2人以内を副理事長とする。

## (選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

## (職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらか

- 1 -

- 2 -

じめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

## (任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終了するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

## (欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、速滞なくこれを補充しなければならない。

## (解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

## (報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## (職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

## 第5章 総会

## (種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

## (構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

## (権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

## (開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め集集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の2分の1以上から会務の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

## (招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から40日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会務の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

## (議決)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

## (定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

## (議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 3 -

- 4 -

(3-5-6-9)  
3-5-5-16

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。  
(表決権等)

- 第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第28条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。  
(議事録)

- 第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

- 5 -

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を認むることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後、やむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の任一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。  
(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。  
(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

- 6 -

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第8項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の数に関する事項を除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)
- (10) 定款の変更に関する事項  
(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散(合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散の時点における総会において議決された者に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

- 7 -

- 8 -

(3-5-6-9)  
3-5-5-16

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NPO ポータルサイトに掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長  
副理事長  
理事  
同  
同  
監事  
同



3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 正会員会費 2,000 円 (1 年間分)
- (2) 賛助会員会費 (個人) 1 口 500 円 (1 口以上) (1 年間分)
- 賛助会員会費 (団体) 1 口 5,000 円 (1 口以上) (1 年間分)

支出証拠書


(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田 享大)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	JA役員との意見交換		
年月日	令和7年5月26日～	年月日	金額 1,410円

目的	JA役員との意見交換
使途	交通費 東名掛川IC⇔静岡IC (@1,410)
政務活動・ 県政との 関連性	農業の現場の状況を聴取し今後の質問に役立てる

《領収書貼付枠》

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

**ETC 領収書**

料金所 掛川

お問い合わせは、中日本お客さまセンター  
フリーダイヤル 0120-9222-229  
上記番号をご使用にならないお客さまは  
TEL 052-223-0333 (有料)

25年 5月26日19時11分

車種 普通

通行料金 ¥1,410-

(7/26)

入口料金所 - 静岡  
ETC 有効期限 [REDACTED]  
会員番号 (支払 - 1回払い) [REDACTED]

通行料金は、消費税10%の税込です。  
中日本高速道路株式会社  
愛知県名古屋市中区錦2-18-19  
取扱番号 204-01401839-00

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	1,410円	1/1	1,410円
		100%	

支出証拠書(各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田 享大)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	一般社団法人倫理法人会年会費		
年月日	令和7年 5月 26日～	年 月 日	金額 20,330円

会の趣旨・目的	掛川市倫理法人会は会員企業が地域経済をけん引すべく、地域経済や経営、政治に関する様々な課題解決に向け研修会を実施している。
会の活動内容等	定期勉強会・総会・先進地視察
政務活動・県政との関連性	企業支援は重要な県施策であり、県には中小・小規模企業振興基本条例が制定されており、地域振興も重要な責務である。

《領収書貼付枠》

・5月末にて退会のため4・5月分

**島田掛川信金全国しんさんネット**

ご利用明細票

毎度ご利用いただきありがとうございます。

ご利用年月日 07 05 26  
お取引店 振込

お取引金額 ¥20,000\*  
お取引後残高 \*\*\*\*\*

お取引金種 2 0 1 0 0 0 0  
お取引振込 0 0 0 0 0 0 0  
お取引手数料 ¥330 通帳員  
時刻 14:18  
説明コード

島田掛川信金庫  
掛川支店 0000217463  
お取引先 カカケカワシリンリホウジツンカイ様  
お取引先住所 案 739" タカヒロ様 0537-21-2700  
お取引先内 振替人

島田掛川信金庫

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他( 規程 )

案分の理由 全て政務活動にかかるものである。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	20,330円	1/1 100%	20,330円

(総 則)

- 第 1 条 本規程は、一般社団法人倫理研究所（以下「当所」と称す）の定款にもとづき、倫理法人会（以下「本会」と称す）の組織・運営などに関する事項を定める。
- 第 2 条 本規程の改定は、当所常任理事会の議決による。

(目 的)

- 第 3 条 本会は、実行によって直ちに正しさが証明できる純粋倫理を基盤に、経営者の自己革新をはかり、心の経営をめぐる人々のネットワークを築き、共栄共生の精神に則った健全な繁栄を実現し、地域社会の発展と美しい世界づくりに貢献することを目的とする。

(活 動)

- 第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、以下の活動を行なう。
  1. 倫理経営の普及。
  2. 倫理経営にもとづいた各種セミナー、講演会などの開催。
  3. 富士教育センターでの各種セミナーの受講推進。
  4. その他目的を達成するために必要な活動。

(会 員)

- 第 5 条 本会の構成員は次に定めるものとする。
  - (1) 当所正会員で本会に登録した者
  - (2) 当所一般会員で本会に登録した者
- 第 6 条 本会の目的・活動に賛同し、申込書と会費を添えて提出し、理事会の承認を得たものとする。
- 第 7 条 会費は次のとおりとする。月額 1 万円（何口でも可）。
- 第 8 条 既納の会費は、いかなる理由があっても、これを返還しない。
- 第 9 条 第 6 条の会費は、法人会計に充当する。
- 第 10 条 会員は次の場合、退会とする。
  1. 会員からの申し出によるとき。
  2. 会員である法人が解散したとき。
  3. 除名されたとき。
  4. 第 6 条に定める会費の納入を 3 ヶ月以上履行せず、一定期日を定めて納入すべき旨の催告を受けたにもかかわらず、その期日までに滞納会費を納入しない会員は、その期日の翌日から会員である資格を失い、本会を退会したものとみなす。
- 第 11 条 本会が、本会規約の各号のいずれかに該当するときは、社員総会の議決によって、理事を解任し、これを解任することができる。

(組 織)

- 第 12 条 本会は、都道府県ごとに組織し、名称は都道府県名を冠した倫理法人会とし、理事長の許可を要する。
  1. 本会を、都道府県倫理法人会とする。
  2. 会長以下必要な役職者（規程第 15 条）を置く。
  3. 都道府県倫理法人会の会長が当該倫理法人会を代表し、正会員とする。
  4. 都道府県に下部組織として（原則として行政区毎に）複数の倫理法人会を置くことができ、当該地域名を冠した倫理法人会を単位倫理法人会と総称する。
- 第 13 条 下部組織である単位倫理法人会には正倫理法人会および単倫理法人会があり、設置の基準は次のとおりとし、理事長の認可を要する。
  1. 正倫理法人会の設立は 100 社以上とする。
  2. 単倫理法人会の開設は 50 社以上とする。ただし、開設後 2 年以内に正倫理法人会として設立するものとする。
  3. 会長以下必要な役職者（規程第 16 条）を置く。
- 第 14 条 前条の認可基準を満たさない場合など、既設単位倫理法人会の存続が危ぶまれる場合は、当所法人局内において、過去の経緯および現状を考慮して慎重に審査し、都道府県倫理法人会と協議の上、適否を決定し、法人局担当常任理事の許可のもとで、以下の処置を行なう。
  1. 正倫理法人会の場合  
単倫理法人会への降格、または統合、あるいは廃止とする。
  2. 単倫理法人会の場合  
統合、あるいは廃止とする。
  3. 解散処置  
「倫理法人会印章」の精削に背き、法人局の方針に反した運営あるいは活動を行ない、倫理運動に不利益を与えた場合は、解散の処置をとる。

(役 職)

- 第 15 条 都道府県倫理法人会には、以下の役職者を置く。
  1. 会 長 1 名
  2. 副 会 長 5 百社未満の場合は 1 名、1 千社未満の場合は 2 名以上、1 千社以上は 3 名以内を必要に応じて置くことができる。
  3. 幹 事 長 1 名
  4. 副 幹 事 長 原則 1 名とし、1 千社以上は 3 名以内、3 千社以上は 5 名以内を必要に応じて置くことができる。
  5. 専 務 長 1 名

- 6. 副 専 務 長 原則 1 名とし、3 千社以上は 2 名以内を必要に応じて置くことができる。
- 7. 監 査 1 ～ 2 名
- 8. 地 区 長 各地区 1 名
- 9. 副 地区 長 各地区 1 名に限り置くことができる。  
1 千社を超える都道府県、もしくは広域地域では組織活性化のため地区を組織できる。地区は 5 単位倫理法人会をもって組織するが、地域事情を考慮して 3 単位倫理法人会でも可とする。
- 10. 各 委 員 長 1 名
- 11. 各 副 委 員 長 1 名に限り置くことができる。
- 12. 相 談 役 必要に応じて元会長より複数名置くことができる。
- 13. 顧 問 必要に応じて 3 名以内置くことができる。
- 第 16 条 単位倫理法人会には、以下の役職者を置く。
  1. 会 長 1 名
  2. 副 会 長 2 名以内
  3. 専 任 幹 事 1 名
  4. 副 専 任 幹 事 1 名に限り置くことができる。
  5. 専 務 長 1 名
  6. 副 専 務 長 1 名に限り置くことができる。
  7. 監 査 1 ～ 2 名
  8. 幹 事 10 名以上を原則とする。
  9. 相 談 役 必要に応じて元会長より 3 名以内置くことができる。
  10. 顧 問 3 名以内置くことができる。所轄の重複を妨げない。
- 第 17 条 本会の全役職者の任期は 1 年とし、前任は妨げない。ただし、会長が留任する場合は原則として 3 年を限度とする。
- 第 18 条 本会の全役職者は、原則として一人一役とし、他の役職との兼務はできない。
- 第 19 条 本会の全役職者は、家庭倫理の会の全役職との兼務はできない。
- 第 20 条 本会の全役職者は、以下の項目に該当した場合、役職を取り消す。
  1. 当所の名誉を傷つけた場合。
  2. 本会の運営・活動を妨げた場合。

(補 則)

- 第 26 条 本会の諸活動などでの、特定の商品の意図的宣伝などを含む一切の商取引を禁じる。また、本会の役職者及び会員のネットワークを通じての物品販売などの行為、宗教・政治活動の勧誘及び普及活動の妨げとなる活動も同様とする。
- 第 27 条 役員者及び会員が、公職選挙に立候補する場合は下記の点に留意する。
  1. 役員者で選挙に立候補する者は、公職選挙の公示日より投票日まで辞令を発行者預かりとする。
  2. 本会の役員者及び会員は、当所の組織を通して特定の候補者の選挙応援をしてはならない。ただし個人的に応援することは差し支えない。
  3. 立候補者は「経営者モーニングセミナー」や各種セミナー・講演会など当所の諸会合において、選挙運動をしてはならない。

(附 則)

- [改定実施日]
- 第 28 条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

沿 革

- 制 定 平成 25 年 9 月 2 日
- 改 正 平成 28 年 11 月 22 日 一部改訂
- 令 和 3 年 3 月 27 日 一部改訂

運 営

- 第 21 条 本会は、担当研究員の指導のもとに運営を推進する。
- 第 22 条 本会は、必要に応じて、役員会、企画会、委員会などの会議を開催する。
- 第 23 条 本会の活動資金は、本部よりの助成金、活動による果実、寄付金などによってまかなう。
- 第 24 条 本会は、年度終了後速やかに会員に対して事業報告、会計報告を行なう。
- 第 25 条 本会の構成員、会員に対する出張旅費及び旅用などに関する費用は、各会が実情に応じて「内規」などを定めて処理することとする。

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・ 増田 享大)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費(事務費)・事務所費・人件費		
内容	事務所電話代		
年月日	令和 7年 5月 26日～	年 月 日	金額 4,362円

目的	政務活動を行う事務所電話代
使途	令和 7年 5月分 請求
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》

電話料金等払込受領証  
西日本ご利用分  
ご請求先氏名 増田 享大 様  
お客様番号  
2025年 5月ご請求分  
金額(円) ¥8,725-  
受取人 NTTファイナンス株式会社  
お問合せ先 (無料) 0800-3335550  
収 入 日 附 印  
50163  
25.5.26  
豊川 穂町  
収入印紙面付欄 (金融機関・CVS用)→お客様

ATMまたはゆうちょ銀行・信託を委託している場合は、振込口座を利用してください。当財団を委託している場合は、振込先を指定してください。

案分の理由 後援会活動を含むため 案分する	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	8,725円	1/2 50%	4,362円

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	0537-21-2700	請求年月 MONTH OF ISSUE	2025年 5月ご請求分
----------------------------	--------------	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号 [REDACTED])

3-5-5-19

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	本内訳は、各サービス提供事業者が 発行したものです。	税区: TAX
◆0537-21-2700 ◇NTT西日本ご利用分	6,745			
	5,400	フレッツ 光ネクスト F 単利用料	4月 1日～ 4月30日	合 算
	-1,790	光もともと割	2026年07月～2026年09月以 外の解約は解約金がかかります	合 算
	1,020	ひかり電話A (エース) 定額料1	4月 1日～ 4月30日	合 算
	480	ひかり電話A (エース) 定額料2	4月 1日～ 4月30日 ひかり電 話A使用料は本料金と定額料1の合計で す。	合 算
	300	ひかり電話対応機器使用料	4月 1日～ 4月30日	合 算
	400	複数チャンネル使用料	4月 1日～ 4月30日	合 算
	100	追加番号使用料	4月 1日～ 4月30日	合 算
	264	ひかり電話 (通話料)	4月 1日～ 4月30日 翌月への 繰越額は480円です。	合 算
	-264	ひかり電話A (エース) 定額料分通話	4月 1日～ 4月30日 ひかり電 話A定額料に含まれ、通話料から減算し ます。	合 算
	16	ひかり電話 (携帯電話等への通話料)	4月 1日～ 4月30日	合 算
	6	ユニバーサルサービス料他	4月 1日～ 4月30日 2番号分 のご請求となります。	合 算
	150	発行手数料	本請求書等の発行にかかる各種費用に なります。	合 算
	50	取納手数料	本請求をコンビニエンスストア・各種金 融機関でお支払いいただく場合の手数料 です。	合 算
◇NTT西日本分 (小計)	613	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%	
6,745	6,745	(小計)		

ユニバーサルサービス料他には、2024年4月利用料分から2025年3月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円(税込)が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認下さい。  
[https://www.tca.or.jp/telephonerelay\\_service\\_support/qa/](https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/)

\*\*\*ユニバーサルサービス料について\*\*\*  
 ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています

M30021221001 01098 01048

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	本内訳は、各サービス提供事業者が 発行したものです。	税区: TAX
◇NTTファイナンスご利用分	1,980	OCN光withフレッツ利用料等 NTTコム (回収代行) ご利用分。	* 契約番号: [REDACTED]	非対
◇合計	8,725	合計		
		<NTTファイナンスからのお知らせ> ○上記*印はサービス提供者に代わって、ご請求させていただきます。		




## 支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田 享大)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和 7年 5月 27日～	年 月 日	金額 2,820円

目的	議会対応調整
使途	交通費 東名掛川IC⇄静岡IC (@1,410×2)
政務活動・ 県政との 関連性	県議会における対応についてである

《領収書貼付枠》

ご利用ありがとうございます。  
  
料金所では一旦停車してください。

**利用証明書**

料金所 静岡

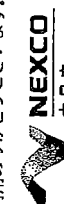
お問い合わせは、中日本お客さまセンター  
フリーダイヤル 0120-922-229  
上記番号をご使用になれないお客さまは  
TEL 052-223-0333 (有料)

25年 5月27日 9時25分  
車種 普通

通行料金 ¥1,410-  
(別添)

—入口料金所— 掛川  
ETC 有効期限 [REDACTED]  
会員番号 (支払 1回払い) [REDACTED]

通行料金は、消費税率10%対象です。  
中日本高速道路株式会社  
愛知県名古屋市中区錦2-18-19  
取扱番号203-00170853-00

ご利用ありがとうございます。  
  
料金所では一旦停車してください。

**利用証明書**

料金所 掛川

お問い合わせは、中日本お客さまセンター  
フリーダイヤル 0120-922-229  
上記番号をご使用になれないお客さまは  
TEL 052-223-0333 (有料)

25年 5月27日 17時05分  
車種 普通

通行料金 ¥1,410-  
(別添)

—入口料金所— 静岡  
ETC 有効期限 [REDACTED]  
会員番号 (支払 1回払い) [REDACTED]

通行料金は、消費税率10%対象です。  
中日本高速道路株式会社  
愛知県名古屋市中区錦2-18-19  
取扱番号204-01131630-00

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	2,820円	1/1 100%	2,820円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田 享大)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広報費</u> ・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	静岡県議会レポート作製代		
年月日	令和7年 5月 28日～	年 月 日	金額 477,563円

目的	静岡県議会レポート作製代
使途	作製費、新聞折り込み代
政務活動・ 県政との 関連性	県政の状況を報告し今後の議会活動に役立てる。

《領収書貼付枠》

**ご利用明細**

静岡銀行

ご利用ありがとうございます。  
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年月日	振替先店番・科目・口座番号	口座番号
07.05.28		154
銀行番号	科目	口座番号
お取扱店	お取引内容	お取引金額
		¥477,563
おつり	残高	
キヤッシュ	手数料	時刻
		09:29
オカ カケカ 普通 0953977 カ)ア7・リック様 マスタ TEL		

06.520.38 (裏面もご覧ください)

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	477,563円	1/1	477,563円
		100%	




## 支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・ 増田 享大)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	石油商組合会員との意見交換		
年月日	令和 7年 5月 29日～	年 月 日	金額 2,820円

目的	石油商の現状を聴取。
使途	交通費 東名掛川IC⇔静岡IC (@1,410×2)
政務活動・ 県政との 関連性	石油商の実情を聴取し今後の質問に役立てる。

ご利用ありがとうございます。  
 料金所では一旦停車してください。

**利用証明書**

料金所 静岡

お問い合わせは、中日本お客さまセンター  
フリーダイヤル 0120-922-229  
上記番号をご使用にならないお客さまは  
TEL 052-223-0333 (有料)

25年 5月29日14時49分


車種 普通

通行料金 ¥1,410-

(外訳)

-入口料金所- 掛川  
ETC 有効期限  
会員番号 (支払 - 1回払い)

通行料金は、消費税率10%対象です。  
中日本高速道路株式会社  
愛知県名古屋市中区錦2-18-19  
取扱番号 205-01431417-00

ご利用ありがとうございます。  
 料金所では一旦停車してください。

**利用証明書**

料金所 掛川

お問い合わせは、中日本お客さまセンター  
フリーダイヤル 0120-922-229  
上記番号をご使用にならないお客さまは  
TEL 052-223-0333 (有料)

25年 5月29日17時00分

車種 普通

通行料金 ¥1,410-

(外訳)

-入口料金所- 静岡  
ETC 有効期限  
会員番号 (支払 - 1回払い)

通行料金は、消費税率10%対象です。  
中日本高速道路株式会社  
愛知県名古屋市中区錦2-18-19  
取扱番号 204-01201625-00

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	2,820円	1/1 100%	2,820円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・ 増田 享大)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・(資料購入費)・事務費・事務所費・人件費		
内容	聖教新聞購読料 (5月分)		
年月日	令和 7年 5月 31日～	年 月 日	金額 1,934 円

目的	情報収集
使 途	聖教新聞購読料
政務活動・ 県政との 関連性	政治団体の主張に関する情報を収集することは県の重要な施策である。

《領収書貼付枠》

新聞購読料 領 収 証

増田 享大 様

ご購入ありがとうございます。

下記金額を正に領収いたしました。

2025年5月分(5/01~5/31) 領収日 月 日

領収金額 ¥1,934

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞※	1,934	1	1,934

(10%対象 0円) 消費税 0円  
( 8%対象 1,934円) 消費税 143円

※は軽減税率対象品目です。

販売店

登録番号:1481032089802  
住所 藤枝市青南町4-9-45

TEL 054-631-9270 FAX 054-631-9271

お申込No.



案分の理由 全て政務活動にかかる ものである	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	1,934 円	1/1 100%	1,934 円

整理番号	3-5-5-24
------	----------

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・ 増田 享大)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読料 (5月分)		
年月日	令和7年 5月 31日～	年 月 日	金額 1,650円

目的	情報収集
使途	新聞購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県政等への情報収集し、政策や費用の参考に可。

《領収書貼付枠》

2025年5月分 領収証 発証No. 00022806-202505-1

**増田 たかひろ (事) 様**

銘柄	部数	金額
静岡新聞※	1	3,300

合計金額 **¥3,300**  
 (8%対象 3,300円  
 内消費税 244円)

※は軽減税率対象 登録番号:T5080402017266

購読料のお支払いは手数料無料の  
 口座振替が便利です。

毎度ご購入有難うございます  
 上記金額正に領収致しました

**(有)風間新聞社**  
 掛川市駅前4-6  
 TEL 0537-24-4811

新聞社  
 風間新聞  
 領収印

案分の理由 後援会活動を含むため 案分する	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	3,300円	1/2 50%	1,650円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・ 増田 享大)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・ <b>人件費</b>		
内容	事務員雇用		
年月日	令和 7年 5月 31日～	年 月 日	金額 30,000 円

目的	政務活動を行う事務員給料
使途	令和7年 5月分
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》

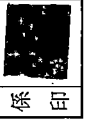
給料支払明細書

(令和7年 5月分)

殿



労働日数	日	目	時	分	分
	皇	5	月	31	
労働時間					
所定時間外労働					
基本給			60	00	0
所定時間外賃金					
家族手当					
(内政務活動)			60	00	0
支給額					
交通費					
合計					
健康保険料					
介護保険料					
厚生年金					
雇用保険料					
所得税					
住民税					
前払金					
合計					
差引支給額			60	00	0



コクヨ シン-113N

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会活動を含むため	60,000 円	1/2	30,000 円
案分する		50%	

支出証拠書（自動車燃料代）

【 5 月分】

（会派名・議員氏名 自民改革会議・増田 享大）

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)			
経費項目	走行距離 (km)	積算方法※	充当額 (円)
事務費	<b>1289</b>	18円×1,289km/1,289km	23,202
※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km) ※領収書による充当方式 ・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km) ・充当限度割合による案分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合			
≪支払証明≫上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名			

≪領収書貼付枠≫
----------

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	円	/	円
		%	

